

こんにちは

こども未来課 家庭児童相談室です♪

☎家庭児童相談室(こども未来課内)

☎463-2231

相談日/毎週月～金曜日 午前9時30分～午後5時



子育てには楽しいこともあれば、イライラしたり不安なこともありますよね。そんなあなたの気持ちをどうぞお聞かせください。

保護者の方だけでなく、子ども自身、地域の方からの相談もお受けしています。まずはご連絡ください。(0歳から18歳までのお子さんが対象です)

例えばこんな
相談が
できますよ

子育て中の保護者から

- 子育てに疲れてイライラしてばかり
- 子どもがかわいいと思えない
- どこに行っても落ち着きがなくて
- しつめて? など



子ども自身から

- 友達とうまくつき合えない
- 学校で困っていることがあるんだけど
- 学校に行くのがつらい など

地域の方から

- あれって虐待なのかな
- 最近、姿を見かけなくて心配
- あの子、お家で面倒見てもらっているのかしら など

お子さんが成長していく過程でおこる、さまざまな問題・心配なことをご相談ください。

相談室の利用

- 相談は無料です。(来室の場合は、事前にご連絡ください) ●個室です。気兼ねなく相談できます。
- 電話、手紙、来室などでご相談いただけます。 ●相談についての秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

福祉3医療費支給制度が埼玉県内全域で窓口負担なしになります

☎/こども医療費・ひとり親家庭等医療費 こども未来課 ☎463-2834

重度心身障害者医療費 障害福祉課 ☎463-1599

Q. 福祉3医療費って?

A. こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費を、福祉3医療費といいます。

現物給付方式(窓口負担なし)で、福祉3医療費の医療サービスを受けることができる範囲が、埼玉県内全域に拡大します。利用には、医療機関窓口で市が発行する受給者証を提示する必要があります。詳しくは、9月(ひとり親家庭等医療費は12月末頃)にお送りする、新しい受給者証と同封するお知らせをご確認ください。

※受診方法に変更はありません。また、これまでどおり保険外診療分は支給対象外となります。

適用期間/こども医療費・重度心身障害者医療費…令和4年10月診療分～

ひとり親家庭等医療費

…令和5年1月診療分～

【変更前】

受診区分	医療機関所在地		
	朝霞市、志木市、和光市、新座市	その他埼玉県内	埼玉県外
通院 (21,000円未満)	現物給付方式	償還払い (立替払い)	
入院	償還払い(立替払い)		

【変更後】

受診区分	医療機関所在地		
	朝霞市、志木市、和光市、新座市	その他埼玉県内	埼玉県外
通院・入院 (21,000円未満)	現物給付方式		償還払い (立替払い)
通院・入院 (21,000円以上)	償還払い(立替払い)		

※重度心身障害者医療費は、令和4年10月から、すべての方が所得制限の対象となります。

※こども医療費の高校生等は、これまでどおり入院分のみ償還払いとなります。